

特別支援教育就学奨励費について

(1) 支給の目的

法律等に基づいて、特別支援学校に就学している生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が支給されることになっています。

(2) 対象となる経費

通学費・給食費・教科書代・学用品・修学旅行費・校外活動費・交流学習費 など

(3) 経費の支給基準

保護者から提出される書類に基づいて3段階の支弁段階が決定され、その段階に応じて支給されます。

なお、段階決定に必要な書類の提出がない場合は、経費の支給を受けられません。

(4) 提出必要書類 別途学校よりご案内いたします。

(5) 経費が支給される時期

1年を6回に分けて次のように支給される予定です。

対象月	支給日
4～6月分	7月末～8月上旬
7月分	9月末～10月上旬
8～10月分	11月末～12月上旬
11月分	12月下旬～1月上旬
12～1月分	2月末～3月上旬
2～3月分	4月上旬～中旬